## ○国土交通省告示第千三百二十号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を次のように定める。

平成二十四年十一月十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

### 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第六項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条第七項中「協定規則第百二十三号改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第百二十三号改訂版補足第三改訂版」に改め、同条第十項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条第十一項中「協定規則第九十八号改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第九十八号改訂版補足第三改訂版」に、「協定規則第百十二号改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第百十二号改訂版補足第三改訂版」に改め、同条第十三項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条第十四項中「協定規則第九十八号改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第九十八号改訂版補足第三改訂版」に、「協定規則第百十二号改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第百十二号改訂版補足第三改訂版」に改め、同条第十五項中「協定規則第百二十三号改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第百二十三号改訂版補足第三改訂版」に改め、同条第十六項中「協定規則第九十八号改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第九十八号改訂版補足第三改訂版」に、「協定規則第百十二号改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第百十二号改訂版補足第三改訂版」に改め、同条第十七項中「協定規則第百二十三号改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第百二十三号改訂版補足第三改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

19　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第三十条第九項、第十一項及び第十二項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条第十三項及び第十四項中「協定規則第十九号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第十九号第四改訂版補足第二改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

15　保安基準第三十三条第三項並びに細目告示第四十三条第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第三十一条第四項及び第五項中「協定規則第百十九号改訂版」を「協定規則第百十九号改訂版補足改訂版」に、同条第七項及び第八項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に、同条第九項中「協定規則第百十九号改訂版」を「協定規則第百十九号改訂版補足改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

10　保安基準第三十三条の二第三項及び細目告示第四十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第三十二条第八項及び第十項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

11　保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十五条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第三十三条第七項及び第八項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

9　保安基準第三十四条の二第三項及び細目告示第四十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第三十四条に次の一項を加える。

5　保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第三十五条第十一項及び第十二項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

13　保安基準第三十五条の二第三項及び第五項並びに細目告示第四十八条第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第三十六条第五項及び第六項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

7　保安基準第三十六条第三項及び細目告示第四十九条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第三十七条第十項及び第十二項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

13　保安基準第三十七条第三項及び細目告示第五十条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第三十八条第九項及び第十項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

11　保安基準第三十七条の二第三項及び細目告示第五十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第三十九条第九項及び第十項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

11　保安基準第三十七条の三第三項及び細目告示第五十二条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。